

令和3年5月28日

株主の皆様へ

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
日本通信株式会社
代表取締役会長 三田 聖二

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご出席を**抽選による事前登録制**とし、出席株主様の人数を定員（**20名**）以内に制限させていただきます。

つきましては、株主の皆様には、できる限りご来場は見合わせていただき、書面またはインターネットにより、事前（**令和3年6月24日（木曜日）午後6時まで**）に議決権を行使していただきますよう、強くお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権行使、及び、当日出席のための事前登録の方法については、本書3～6頁をご参照ください。

敬具

記

1. 日 時 令和3年6月25日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス6階 Room7
※会場が昨年と異なります。
※会場までのご案内図は本書裏表紙に掲載しています。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第25期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 取締役5名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 会計監査人2名選任の件

以上

◎本招集ご通知でご案内している内容、及び、本招集ご通知の添付書類である事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類の内容を修正する場合は、当社ウェブサイト (<https://www.j-com.co.jp>) にその旨を掲載することで、皆様へのご通知に替えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

<決議通知について>

当社では、本定時株主総会の決議通知について、当社ウェブサイト (<https://www.j-com.co.jp>) に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

- 1 書面（同封の議決権行使書を指し、以下同様とします）またはインターネットによる議決権行使（以下、書面またはインターネットによる議決権行使を「書面等行使」といいます）を行っていただける場合

- ・書面等行使は、令和3年6月24日（木曜日）午後6時（以下、「行使期限」といいます）までに行ってください。
- ・書面とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしします。

<書面による場合>

- ・同封の議決権行使書（以下、「当社議決権行使書」といいます）に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。
- ・議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

<インターネットによる場合>

- ・当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)（以下、「当社議決権行使サイト」といいます）で、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
- ・インターネットによる賛否の入力が複数回行われた場合は、最後に入力された内容を有効なものとしします。
- ・インターネット接続料、通信料等の費用は、株主様のご負担となります。

(1) 議決権行使サイトについて

- ①インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します）。
- ②パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境（以下に例示します）によっては、ご利用いただけない場合があります。
 - ・ファイアーウォール等を使用している場合
 - ・アンチウイルスソフトを設定している場合
 - ・proxyサーバーを利用している場合
 - ・TLS暗号化通信を指定していない場合

(2) 議決権行使方法について

- ①当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、当社議決権行使書に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください（「ログインID」及び「仮パスワード」は、株主総会ごとに異なります）。
- ②株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざん防止のため、「仮パスワード」の変更をお願いいたします。
- ③画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

<QRコード（注）によるログイン>

- ・スマートフォンでは、QRコード（注）によるログインもできます。
- ・当社議決権行使書に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンで読み取っていただくと、当社議決権行使サイトに接続します（「ログインID」及び「仮パスワード」のご入力は不要です）。
- ・セキュリティ確保のため、QRコードによるログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」のご入力が必要です。
- ・スマートフォンの機種によっては、QRコードによるログインができない場合があります。この場合は、上記①の方法で当社議決権行使サイトにログインしてください。

（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(3) システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

2 本総会へのご出席を希望される場合

本総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、以下の方針で開催いたします。

<第25回定時株主総会の開催方針>

- ・ソーシャルディスタンスを確保するため、当日のご出席を抽選による事前登録制とし、出席株主様の人数を定員（20名）以内に制限いたします。
- ・事前登録をされていない株主様（抽選で落選した株主様を含みます）のご入場はお断りさせていただきます。
- ・開催時間を短縮するため、当社からのご説明の一部を簡略化いたします。また、株主様からのご質問の数を制限させていただく場合があります。
- ・事業継続を確保するため、一部の取締役または監査役について、オンラインによる出席、または欠席とさせていただきます場合があります。

- ・会場内では、常時、マスクの着用をお願いいたします。
- ・会場入口で検温をさせていただきます。
- ・マスクを着用されない場合、発熱がある場合などは入場をお断りさせていただきます。
- ・当社は、本総会においてできる限りの感染防止策を講じますが、株主様が本総会に出席したことで新型コロナウイルスに感染した場合において、責任を負うことはできません。

(1) 事前登録のお申込み

- ・本総会の開催方針をご了承のうえ、ご出席を希望される株主様は、同封の返信用葉書（以下、「事前登録葉書」といいます）に、必要事項（「株主番号」、「ご氏名」及び「連絡先電話番号（平日日中にご連絡可能なもの）」）をご記入いただき、同封の個人情報保護シールを貼付のうえ、ご返送ください（「株主番号」は、当社議決権行使書の右下に記載されている「ログインID」の中央8桁の番号です）。
- ・事前登録葉書の切手（63円分）は、株主様においてご用意ください（後日、同額の切手でご精算いたします）。
- ・事前登録葉書は、令和3年6月14日（月曜日）（以下、「申込期限」といいます）までに当社に到着するようご返送ください。
- ・申込期限を過ぎて到着した事前登録葉書及び必要事項の記載がない事前登録葉書によるお申込みは無効とさせていただきます。
- ・事前登録葉書以外の手段によるお申込みはできません。

(2) 本総会にご出席いただく株主様へのご連絡

- ・当社は、申込期限までに到着した事前登録葉書について抽選のうえ、令和3年6月18日（金曜日）（以下、「連絡期限」といいます）までに、抽選で当選した株主様に対し、事前登録葉書にご記入いただいた連絡先電話番号にお電話をしてお知らせいたします。
- ・連絡先電話番号宛のお電話がつかない場合など、連絡期限までに株主様にご連絡ができない場合は、事前登録のお申込みを無効とさせていただきます。
- ・恐れ入りますが、抽選で落選した株主様へのご連絡は行いません。事前登録葉書をお送りいただいた株主様において、連絡期限までに当社からの連絡がない場合は、当日ご来場をいただいてもご出席いただくことができませんので、上記「1 書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただける場合」をご参照のうえ、書面またはインターネットによる議決権行使をお願いいたします。

(3) 当日のご出席

- ・事前登録を行い当社から連絡を受けた株主様は、本総会にご出席いただけます。
- ・本総会へのご来場にあたっては、当社議決権行使書をご持参のうえ、会場受付にご提出ください（事前登録葉書の株主番号と照合のうえ、ご入場いただきます）。
- ・当社議決権行使書を発送済みの場合は、会場受付で住所及び氏名をお申出ください（ご本人確認のためのお時間を要しますので、ご了承ください）。
- ・代理人としてご出席いただける方は、議決権を有する他の株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- ・事前登録をされていない株主様（抽選で落選した株主様を含みます）のご入場はお断りいたします。
- ・会場内では、検温、マスクの着用、消毒液のご利用等、感染拡大防止策にご協力をお願いいたします。

(4) 事前登録葉書に貼付していただいた切手代のご精算

- ・事前登録をお申込みいただき、抽選で当選して本総会にご出席いただいた株主様には、会場受付時に63円分の切手をお渡しいたします。
- ・事前登録をお申込みいただき、本総会にご出席いただけなかった株主様には、令和3年7月末までにご登録の住所宛に63円分の切手を郵送いたします。
- ・現金でのご精算はいたしかねますので、ご了承ください。

(5) 株主総会に関するお問合せ先

日本通信株式会社 株主総会お問合せ窓口

メールアドレス：gsm@j-com.co.jp

*新型コロナウイルスの影響により、電話によるお問合せ対応は休止しております。

*通信料は株主様のご負担となります。

事業報告

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、社会生活は多くの制約を受け、経済活動も縮小した1年となりました。

このような状況において、当社は、引き続き、安全・安心にデータを運ぶ（通信する）ことを自らの使命（ミッション）として事業を展開していますが、令和3年3月期は平成28年3月期以来のターニングポイントとなりました。当社は、平成28年1月に公表した新事業戦略に基づき、SIM事業の収益改善を図りながら、中長期的な成長ドライバーであるFinTechプラットフォーム「FPoS」（Fintech Platform over SIM、エフポス）の商用化に向けた取り組みを進めていますが、当連結会計年度下半期にSIM事業の収益が大きく改善し、当連結会計年度の第3四半期には5年ぶりに四半期の黒字決算を実現することができました。このことは、当社が、今後の収益安定化に向けて大きく前進したことを示しています。

当社は平成8年の創業時から、MVNO事業モデルという新たな通信事業の在り方を提唱し、以来一貫して自ら実践してまいりました。当社が、平成19年11月の総務大臣裁定によりデータ通信を原価ベース（原価に適正利潤を加えた額を超えない額）で調達できるようになったことは第1次MVNO規制緩和であり、平成28年5月の電気通信事業法及び関連法令の改正により接続ルールの充実が図られたことは第2次MVNO規制緩和と言えますが、今回、令和2年6月の総務大臣裁定により音声通信についても原価ベースで調達できるようになったことは、第3次MVNO規制緩和であり、MVNO事業モデルがようやく整ったものと言えます。

(i) SIM事業について

当社は、令和2年6月の総務大臣裁定を受け、同年7月に「日本通信SIM」という新たなブランドにより、音声定額プランを発売しました。このプランは、多くのお客様の支持を受け、当連結会計年度下半期の収益を押し上げる結果となりました。

令和元年11月に音声卸交渉に関する総務大臣裁定を申請した時点では、モバイルネットワークの主な利用用途はもはやデータ通信であるとして、音声通信の調達に注力することへの疑問も指摘されていましたが、「日本通信SIM」への評価は、音声定額の利用者にとって同等のサービスでなければ乗り換えの選択肢にならないこと、すなわち、音声定額を実装したことで、大手携帯事業者で音声定額を利用している8,000万人を超える方々にとって、当社のサービスがようやく選択肢となったことを示しています。

「日本通信SIM」では、大手携帯事業者から番号ポータビリティ制度（MNP）で乗り換えるお客様が8割以上を占めています。一般に、MNPで転入されたお客様は、そうでない方に比べて長く利用していただけるため、当社の収益基盤の安定化に大きく貢献するものと期待しています。

(ii) FPoSによるデジタル化の推進について

当社は、SIM事業による安定的な収益基盤を構築しながら、同時に、FPoSの商用化に向けた準備を進めています。

FPoSは、本来はFinTechのプラットフォームとして、スマートフォンで安全に金融取引を行うことを目的として開発されたものですが、新型コロナウイルスの影響下においてデジタル化の機運が高まる中、FPoSが備えている高度な安全性は、金融取引に限らず、社会全体で利用されるデジタルIDとしての役割を期待されるようになっていきます。

世の中には、いわゆるスマホID、つまりスマートフォンのアプリケーションでIDを作成する仕組みが広く普及しています。しかしながら、スマホIDは、利用者数の増加による規模の利益を目指す提供者側の論理により、本人確認が厳格ではなく、本人性（表示された者が本人であること）が脆弱です。また、スマホIDは、アプリケーション、すなわちソフトウェアでIDを作成するため、ハッキングされる可能性があり、真正性（表示された意思が本人の意思であること）も劣ります。したがって、今後、社会のデジタル化が進展した場合、スマホIDを高度な安全性が求められる用途に使用することはできず、より信頼度の高いデジタルIDが必要となります。

FPoSは、スマートフォン内部のICチップにIDを作り出す仕組みであり、ICチップによって安全性を担保しているキャッシュカード、クレジットカード、マイナンバーカード等と同等の安全性を備えています。したがって、信頼度が高く、社会全体で利用されるデジタルIDとしての役割を果たすことができるものです。

現在、内閣府の国家戦略特区制度では、デジタル化が進んだ未来都市を丸ごと作ることを目指すスーパーシティ構想を推進しており、多くの地方自治体が国家戦略特区の認定を申請していますが、複数の申請において、FPoSを基盤とするデジタルIDが想定されています。スーパーシティで使用するデジタルIDは、スーパーシティの一員として本人であることを担保する機能に加え、スーパーシティで提供されるサービスの対価を決済する機能が求められます。スーパーシティには、メガバンクや地方銀行等の金融機関が参画している場合が多く、当社は、FPoSの本来の目的である金融プラットフォームとしての実績を作りながら、社会全体で利用されるデジタルIDとしての実績を作っていくことを目指しています。

(iii) ローカル4G/5Gについて

令和2年12月にプライベートLTE (sXGP) の周波数帯域幅が3倍に増加したことで、ローカル4G/5Gに対する現実的なソリューションとしての期待が高まっています。当社は当連結会計年度の第4四半期において、ローカル5Gの実証プロジェクトに参画し、地域の中核病院でローカル5Gに求められている課題を体験することができました。一方、新型コロナウイルスの影響下において、GIGAスクール構想により、急速、小中学生にタブレット端末等が配布されましたが、地方自治体が通信料金を負担する仕組みが長続きしないことは明らかです。地方自治体の中には、市内全域にプライベートLTEを設置することを想定している事例もありますが、地方自治体がプライベートLTEを運営し、地域内の通信を提供することができれば、子供たちに安定した学習機会を提供することができます。ローカル4G/5Gには公共的な側面もあり、実現した場合の社会・経済に与える効果は大きいものとなりますので、当社は引き続き、ローカル4G/5Gの事業分野を強化していきます。

なお、米国においては、ローカル4G/5Gの先駆的な仕組みであるCBRS向けに、ハイブリッドSIM、すなわちローカル基地局と大手携帯事業者の基地局の両方を使うことができるSIMの提供を開始しています。CBRSは、大学やオフィス等の環境において、WiFiに代わる無線通信として位置付けられています。WiFiとは異なり、SIMによる認証が必要となるため、当社米国子会社は、CBRSを推進する大手企業にSIM及びSIMによる認証の仕組みを提供する準備を進めています。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,497百万円（前連結会計年度は3,510百万円）となりました。前連結会計年度との対比では若干の減収ですが、これは音声サービスを中心とした新サービス及びローカル5G実証プロジェクトの増収効果があった一方、新型コロナウイルスの影響により、訪日外国人向けサービスの減収が大きかったためです。

売上原価は2,223百万円（前連結会計年度は2,511百万円）となりました。これは主に、帯域増強によりコスト増になった一方、データ通信のキャリアとの接続料の単価が下がったことや、総務大臣裁定により、NTTドコモからの音声通信を原価ベースで調達できるようになり、原価率が改善したためです。

営業利益は248百万円の損失（前連結会計年度は670百万円の損失）、経常利益は242百万円の損失（前連結会計年度は669百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は273百万円の損失（前連結会計年度は840百万円の損失）となりましたが、当連結会計年度の第3四半期には5年ぶりに四半期ベースで黒字転換を果たしています。

② 設備投資の状況

ネットワーク機器の更新や増強、データ通信用ソフトウェアの開発などに135百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当社は、携帯電話業界において公正な事業環境が整備されつつあることを踏まえ、従来のMVNO事業モデルを進化させて当社の事業基盤を強化し、この基盤のうえでFinTechプラットフォーム事業及びローカル基地局によるソリューション事業を展開するため、令和2年3月19日開催の取締役会において、クレディ・スイス証券株式会社を引受人とする日本通信株式会社第5回新株予約権（第三者割当て）177,700個（目的である株式の数17,770,000株）の発行を決議し、令和2年4月6日に同新株予約権を発行しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得もしくは処分
の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第22期 | 第23期 | 第24期 | 第25期 |
|----------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|
| | 自 平成29年4月 至 平成30年3月 | 自 平成30年4月 至 平成31年3月 | 自 平成31年4月 至 令和2年3月 | 自 令和2年4月 至 令和3年3月 |
| 売 上 高(百万円) | 3,034 | 3,518 | 3,510 | 3,497 |
| 経常損失(△) (百万円) | △1,115 | △495 | △669 | △242 |
| 親会社株主に帰 属する当期純損 失(△) | △2,348 | △499 | △840 | △273 |
| 1株当たり当期純損失 (△) (円) | △15.14 | △3.13 | △5.17 | △1.66 |
| 総 資 産(百万円) | 2,049 | 1,687 | 1,481 | 1,857 |
| 純 資 産(百万円) | 903 | 657 | 548 | 341 |

(3) 子会社及び関連会社の状況

① 子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主な事業内容 |
|-----------------------------------|---------------|--------------------|---------------------------------|
| JCI US Inc. | 424.34 (US\$) | 100.0% | 米国の携帯網を使用するMVNO事業 |
| コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社 | 50 (百万円) | 100.0% (100.0%) | ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発及び販売 |
| クルーシステム株式会社 | 150 (百万円) | 100.0% | 電気通信事業にかかるとのオペレーション業務の受託 |
| JCI Europe Communications Limited | 500,000 (ユーロ) | 100.0% | 欧州の携帯網を使用するMVNO事業 |
| my FinTech株式会社 | 33 (百万円) | 76.9% | インターネット取引のための認証プラットフォームの構築及び運営 |
| セキュアID株式会社 | 25 (百万円) | 51.0% | 日本及び海外向けサブSIM及び関連ソリューションの開発及び販売 |

(注) 議決権比率の()内は、間接所有比率で内数です。

② 関連会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主な事業内容 |
|---------------------|----------|-------|---------------------------|
| H. I. S. Mobile株式会社 | 50 (百万円) | 40.0% | 日本国内及び日本国外の携帯網を使用するMVNO事業 |

(注) H. I. S. Mobile株式会社は当社の関連会社として、持分法の適用対象となっています。

(4) 対処すべき課題

当社は、平成28年1月、高収益・高成長企業に転換するための新事業戦略として、格安SIM事業者から、他のMVNO事業者や金融機関、システムインテグレーター、メーカー等のパートナーに安全・安心な通信に基づくモバイル・ソリューションを提供するイネイブラー事業者に転換する方針を決定し、この戦略に沿って事業を遂行しています。また、前連結会計年度においては、令和元年10月に改正電気通信事業法が施行され、モバイル市場に健全な競争環境を確保するための基本的なルールが整備されたことを踏まえ、従来のMVNO事業モデルを進化させて事業基盤を強化し、この基盤のうえでFinTechプラットフォーム「FPoS」（Fintech Platform over SIM、エフポス）事業及びローカル4G/5Gによるソリューション事業を展開する計画を策定しました。

以上を踏まえ、当社は、以下の点を対処すべき課題として認識しています。

① 公正な競争環境の確保のための取組み

当社は、創業以来、利用者のニーズに合った多様なサービスの提供を可能とし、電気通信事業をさらに成長・発展させることのできる事業モデルとして、MVNO事業を提唱しており、MVNO事業が成立した後は、MNOとMVNOとの間で公正な競争環境を確保するための取組みを進めています。公正な競争環境の確保は、MVNOが本来の目的を果たして成長するための最大の課題であり、将来にわたり、長期的に取り組むべきものと認識しています。

競争環境のうち、携帯電話の販売手法については、令和元年10月に改正電気通信事業法が施行され、高額なキャッシュバックの提供等のMNOによる行き過ぎた囲い込みに一定の歯止めがかかるようになりました。また、MVNOがMNOから調達するデータ通信サービスの接続料については、従来はMNOにおける過年度の「実績原価」に基づいて算出されていましたが、令和2年度に適用される接続料からは当年度の原価を合理的に予測した「将来原価」に基づいて算出されることとなりました。このように、MNOとMVNOの間の競争環境は改善が進みつつあります。

一方、MVNOがMNOから調達する音声通話サービスの卸料金は10年前から据え置かれた状態となっていましたが、令和2年6月の総務大臣裁定により、音声通話サービスについても原価ベースで調達することができるようになりました。これにより、MVNO事業モデルはようやく整いま

したが、MVNOが将来にわたり、利用者のニーズに合った多様なサービスを提供していくためには、MVNO自身でSIMを発行するなど、より自由度の高い環境が求められます。

当社は、引き続き、MNOとMVNOとの間の公正な競争環境の確保に取り組んでまいります。

② MVNO事業モデルの進化による黒字化の達成

当社は、前連結会計年度まで5期連続で損失を計上しており、早期に安定的な黒字化を達成することは喫緊の課題です。そのため、公正な競争環境の確保のための取組みを進めつつ、MVNO事業の本来の役割に立ち返ってその事業モデルを進化させることに取り組んでいます。

まず、SIM事業の月額課金商品については、令和2年7月に「日本通信SIM」という新たなブランドで発売した音声定額プランが多くのお客様の支持を獲得し、当連結会計年度下半期の収益に大きく貢献しました。SIM事業は、MNO4社及び多数のMVNO事業者により今後も激しい価格競争が想定されますが、当社は令和2年6月の総務大臣裁定によりNTTドコモから原価ベースで音声通話サービスを調達することができるため、当面の間、MNOに対抗することのできる競争力を確保しています。当社は、引き続き、利用者の利便性の向上に着目し、MNOとの差別化を図ることのできる商品の拡充に取り組めます。

SIM事業のプリペイド商品については、新型コロナウイルスの影響下で訪日旅行者向けの商品の売上が見込めない中、在宅勤務及び在宅学習の拡大により需要が高まっているテレワーク向け商品及びGIGAスクール向けの販売に注力しています。当社は、機動的にサービス設計及び商品調達ができる強みを生かし、引き続き、この分野の開拓を進める計画です。

また、MSP事業については、決済代行事業者向けクレジットカード情報非保持化支援サービスやモバイル専用線を用いたソリューション・サービスの提供を推進していきます。MSP事業には、新型コロナウイルスの感染拡大による影響はなく、むしろ、インターネットの活用が進み、セキュリティへの要請が高まるにつれ、商機は拡大するものと想定されます。当社は、引き続き、この分野の開拓を進めます。

以上の取り組みにより、当社は、当連結会計年度の第3四半期及び第4四半期において、四半期単体では黒字化を達成しました。当社は、引き続き、MVNO事業モデルを進化させることにより、通期での安定的な黒字化の達成を目指します。

③ 早期黒字化とのバランスを考慮した戦略的な取組み

当社は、早期の安定的な黒字化を目指す一方で、イネイブラー事業者として成長するための戦略的な取組みとして、FPoS事業及びローカル4G/5Gによるソリューション事業に注力しています。

まず、FPoS事業については、金融庁の「FinTech実証実験ハブ」を活用して平成30年8月から10月にかけて実証実験を行ったほか、平成30年11月にはサービス提供主体となるmy FinTech株式会社を、令和2年1月にはFPoSの肝となるサブSIMの開発及び供給を担うセキュアID株式会社を設立しました。my FinTech株式会社は、現在、電子認証局の構築準備を進めていますが、新型コロナウイルスの影響下においてデジタル化の機運が高まる中、FPoSが備えている高度な安全性は、当初想定していた金融取引に限らず、社会全体で利用されるデジタルIDとしての役割を期待されるようになっていきます。

また、ローカル4G/5Gによるソリューション事業については、当社は当連結会計年度の第4四半期において、ローカル5Gの実証プロジェクトに参画し、地域の中核病院でローカル5Gに求められている課題を体験することができました。また、米国においては、ローカル4G/5Gの先駆的な仕組みであるCBRS（市民ブロードバンドサービス）向けに、ハイブリッドSIM、すなわちローカル基地局と大手携帯事業者の基地局の両方を使うことができるSIMの提供を開始しています。

これらの戦略的な取組みを断念すれば、早期の安定的な黒字化は容易に実現できません。従って、当社は、早期の安定的な黒字化とのバランスを取りながら、これらの戦略的な取組みを進めていく必要があります。当社マネジメントには、同様の課題に取り組んだ経験を持つ者が多く、着実に対処していけるものと考えています。

④ 優秀な人材の確保及び育成

当社がイネイブラー事業者として成長するための戦略的な取組みには、多種多様な調査や企画、さらに技術開発や事業開発が必要であり、これができる人材の確保及び育成が極めて重要となります。例えば、FPoS事業に関して言えば、金融業界に関する法律、制度、経営課題、技術課題等、顧客の事業領域に対する一定の知見が必要です。当社グループは、そのために優秀な人材の採用を進めるとともに、採用した人材に会社の優先順位に応じた多様な業務を担当させることによって、様々なノウハウや

技術を身に付けさせています。当社が直面する課題は前例のないもので、既に知識や経験のある企業がどこかに存在するわけではありません。一方、当社には、MVNO事業モデルを定着させるに至るまでに、法制度の活用、携帯事業者との交渉やネットワーク構築などを通じて培った経験とノウハウがあるため、これらを活用して人材を育成し、戦略的な取組みを推進していきます。

⑤ 技術開発及び設備投資等の先行投資資金の確保

財務上の課題としては、安定的な通期黒字化を実現するまでの技術開発及び設備投資等の先行投資のための資金の確保が挙げられます。当社は、新事業戦略の策定後、同戦略を実現するための資金を確保する手段として、平成28年7月に日本通信株式会社第3回新株予約権（第三者割当て）を、平成30年3月に日本通信株式会社第4回新株予約権（第三者割当て）を、いずれもクレディ・スイス証券株式会社を割当先として発行しており、これらの新株予約権が行使されたことにより、これまでに3,704百万円の資金を調達しました。さらに、当社は、令和2年4月にクレディ・スイス証券株式会社を割当先として日本通信株式会社第5回新株予約権（第三者割当て）を発行しました。当社は、割当先が同新株予約権を行使する時期及び数量をコントロールすることができるため、当社の資金ニーズに応じ、株式価値の希薄化に配慮した柔軟な資金調達を実現することが可能です。

当社は、上記のような課題に取り組みながら、安全・安心な通信及びプラットフォームを提供する事業者として成長していく計画です。

(5) 主要な事業内容（令和3年3月31日現在）

当社グループは、携帯電話事業者のモバイル通信ネットワーク（注1）を活用し、当社グループが開発したサービスと組み合わせて、モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供する事業を営んでいます。

当社グループが提供しているモバイル・ソリューションには、モバイル専用線（注2）によるセキュアなネットワーク、マルチキャリアとの接続による冗長性を備えたデュアル・ネットワーク製品、ネットワークをEnd to Endで保守するための機器監視サービスなどがあります。

当社グループが営む事業の種類及び概要は、以下のとおりです。

① MVNO事業

携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークを活用し、当社グループがMVNO（注3）としてモバイル通信サービスを提供する事業で、日本国内で展開しています。

| 事業の種類 | 事業の概要 |
|--|--|
| SIM事業（MVNO） （販売ブランド：日本通信SIM、bモバイル等） | 日本国内において、主に個人顧客（訪日旅行者や中小法人顧客を含むものとし、以下同様とします）に対して、SIMカードや通信端末の形態で、モバイル通信サービスを提供する事業 （平成13年12月個人向けサービスとして提供開始） |

② イネイブラー事業

携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークを活用し、当社グループがイネイブラーとしてモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供する事業で、日本国内及び米国で展開しています。

| 事業の種類 | 事業の概要 |
|-------------------------|---|
| (i) SIM事業 （MVNE（注4）） | 日本国内において、主に個人顧客にMVNO事業を提供するパートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル通信サービスを提供する事業 （平成26年11月サービス開始） |
| (ii) MSP事業（日本） | 日本国内において、MVNO、金融機関、決済代行事業者、システムインテグレーター、メーカー等のパートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業 （平成28年1月サービス開始） |
| (iii) MSP事業（海外） | 米国において、金融機関等の法人顧客またはシステムインテグレーター等のパートナーに対して、各顧客またはパートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業 （平成19年11月サービス開始） |

（注）1. モバイル通信ネットワークとは、携帯電話等の移動体通信で使用される無線ネットワーク網をいいます。

2. モバイル専用線とは、当社が提供するサービスの名称で、モバイル通信ネットワークによる専用線サービスをいいます。
3. MVNO (Mobile Virtual Network Operator : 仮想移動体通信事業者) とは、MNO (Mobile Network Operator : 移動体通信事業者) が保有する無線ネットワークを利用し、独自のサービスを企画・構築し、独自の販売ルートでサービスを提供する事業者をいいます。
4. MVNE (Mobile Virtual Network Enabler) とは、MVNOとの契約に基づき、当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む企業をいいます。

(6) 主要な事業所 (令和3年3月31日現在)

① 当社及び子会社

| 会 社 名 | 名 称 及 び 所 在 地 |
|-----------------------------------|---------------------|
| 日本通信株式会社 | 本社 (東京都港区) |
| JCI US Inc. | 本社 (米国コロラド州イングルウッド) |
| コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社 | 本社 (東京都港区) |
| クルーシステム株式会社 | 本社 (東京都港区) |
| JCI Europe Communications Limited | 本社 (アイルランド・ダブリン) |
| my FinTech株式会社 | 本社 (東京都港区) |
| セキュアID株式会社 | 本社 (東京都港区) |

② 関連会社

| 会 社 名 | 名 称 及 び 所 在 地 |
|---------------------|---------------|
| H. I. S. Mobile株式会社 | 本社 (東京都港区) |

(注) H. I. S. Mobile株式会社は、令和2年6月に本社所在地を東京都新宿区から同港区に移転しました。

(7) 従業員の状況（令和3年3月31日現在）

① 当社及び連結子会社の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 107（7）名 | 8名増（増減なし） |

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 93（2）名 | 8名増（1名増） | 39.7歳 | 9.1年 |

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況（令和3年3月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 9百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和3年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 435,000,000株
- ② 発行済株式の総数 164,258,239株
- ③ 株主数 38,323名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持株比率 (注1) |
|---|-------------|--------------|
| M L P F S C U S T O D Y A C C O U N T (注2) | 13,122,800株 | 7.98% |
| N A T I O N A L F I N A N C I A L S E R V I C E S L L C | 12,928,239株 | 7.87% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 9,945,500株 | 6.05% |
| 株 式 会 社 S B I 証 券 | 5,399,957株 | 3.28% |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社 | 2,729,400株 | 1.66% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口5） | 2,502,000株 | 1.52% |
| B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C) | 2,197,101株 | 1.33% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口6） | 2,169,400株 | 1.32% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 2,046,100株 | 1.24% |
| 三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社 | 1,917,400株 | 1.16% |

(注) 1. 持株比率は自己株式(15,004株)を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てています。

2. 当社代表取締役会長三田聖二が実質的に保有しています。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（令和3年3月31日現在）

| | | |
|--------------------------|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の名称 | 第20回新株予約権 | |
| 発行決議の日 | 令和2年3月19日 | |
| 新株予約権の数 | 12,970個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式 1,297,000株 (新株予約権1個当たり100株) | |
| 新株予約権の払込金額/個 | 無償 | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額/株 | 296円 | |
| 新株予約権の行使期間 | 令和2年4月10日から 令和9年4月10日まで | |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) | |
| 役員保有状況 | 取締役（社外取締役を除く） | 新株予約権の数 12,900個 目的となる株式数 1,290,000株 保有者数 2名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 4名 |
| | 監査役 | 新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 3名 |

(注) 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、令和2年3月19日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結した当社ストックオプション契約に定めるところによります。

② 当事業年度中に従業員等に対し職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | |
|--------------------------|---------------|--|
| 新株予約権の名称 | | 第20回新株予約権 |
| 発行決議の日 | | 令和2年3月19日 |
| 新株予約権の数 | | 20,542個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 2,054,200株 (新株予約権1個当たり100株) |
| 新株予約権の払込金額/個 | | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額/株 | | 296円 |
| 新株予約権の行使期間 | | 令和2年4月10日から 令和9年4月10日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | | (注) |
| 従業員等への 交付状況 | 当社従業員 | 新株予約権の数 13,992個 目的となる株式数 1,399,200株 交付対象者数 91名 |
| | 当社子会社の役員及び従業員 | 新株予約権の数 6,550個 目的となる株式数 655,000株 交付対象者 14名 |

(注) 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、令和2年3月19日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結した当社ストックオプション契約に定めるところによります。

③ その他新株予約権等の状況（令和3年3月31日現在）

イ．当社役員、従業員等に交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

ロ．第三者に交付された新株予約権等の状況

| | |
|---------------------------------------|--|
| 新株予約権の名称 | 日本通信株式会社第5回新株予約権 (第三者割当て) |
| 発行決議の日 | 令和2年3月19日 |
| 新株予約権の数 | 177,700個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式 17,770,000株 (新株予約権1個当たり100株) |
| 新株予約権の払込金額/個 | 48円 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額/株 | 当初148円(注1) |
| 新株予約権の行使期間 | 令和2年4月7日から 令和5年4月6日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 各新株予約権の一部行使はできない。 |
| 割当先 | 第三者割当ての方法により、発行した新株予約権の総数をクレディ・スイス証券株式会社に割当てた。 |
| 割当先との間で締結した取決めの内容 | (注2) |

(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という）の修正

本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。ただし、当該効力発生日に係る修正後の行使価額が

74円を下回ることとなる場合には行使価額は74円とする。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容

- ①当社は、令和2年4月6日以降、その裁量により、本新株予約権の全部または一部につき、行使することができない期間を指定（以下、「停止指定」という）する権利を有している。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができる。
- ②当社は、令和2年10月7日以降いつでも、当社取締役会において決議し、かつ割当先に対して法令に従って通知することにより、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当先の保有する本新株予約権の全てを取得することができる。割当先は、当社と割当先との間で締結した第三者割当契約（以下、「本第三者割当契約」という）により、上記通知がなされた日の翌日以降、本新株予約権の行使を行うことができない。
- ③当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、当該時点で残存する本新株予約権の全部を、発行価額と同額にて取得する。
- ④割当先は、当社の重大な義務違反等を原因として本第三者割当契約が解除された場合、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当先の保有する本新株予約権の全てを買取る。
- ⑤当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換または行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下、「制限超過行使」という）を割当先に行わせない。
- ⑥割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- ⑦割当先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（令和3年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職状況 |
|------------------|---------|---|
| 取締役会長 (代表取締役) | 三 田 聖 二 | LTSanda B.V.B.A マネージングディレクター |
| 取締役社長 (代表取締役) | 福 田 尚 久 | my FinTech株式会社 代表取締役社長 |
| 取締役 (社外取締役) | 塚 田 健 雄 | |
| 取締役 (社外取締役) | 井 戸 一 朗 | |
| 取締役 (社外取締役) | 師 田 卓 | |
| 取締役 (社外取締役) | 寺 本 振 透 | 九州大学大学院法学研究院 教授 株式会社ウェブアイ 社外取締役 |
| 取締役 (社外取締役) | 山 田 喜 彦 | Gogoro Inc. (台湾) 社外取締役 |
| 常勤監査役 (社外監査役) | 渡 邊 和 司 | |
| 監査役 (社外監査役) | 松 尾 清 | 松尾清公認会計士事務所 代表 SBIインシュアランスグループ株式会社 社外監査役 H.I.S.Mobile株式会社 社外監査役 |
| 監査役 (社外監査役) | 井 上 伸 一 | 公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 学校法人東京理科大学 監事 |

- (注) 1. LTSanda B.V.B.A及び代表取締役会長三田聖二は、当社の大株主であるMLPFS CUSTODY ACCOUNTが所有する当社株式13,122,800株を実質的に保有しています。
2. my FinTech株式会社は、当社の子会社です。
3. 代表取締役社長福田尚久は、令和3年4月1日付で公立大学法人前橋工科大学の理事長（非常勤）に就任しました。
4. H.I.S.Mobile株式会社は、当社の関連会社です。当社は同社からMVNE業務を受託しています。
5. 監査役松尾清氏は、公認会計士の資格を有し、日本及び米国で、長期にわたり、会計監査に携わっており、財務及び会計に関する豊富な知見を有しています。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所が定める規則に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名 | 退任日 | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|------|-----------|------|---|
| 田島 淳 | 令和2年6月17日 | 辞任 | 当社 代表取締役副社長 コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社 代表取締役社長 クルーシステム株式会社 代表取締役社長 |

(注) コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社及びクルーシステム株式会社は、当社の子会社です。田島淳氏は、令和2年6月17日をもって両社の取締役を辞任しました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役のいずれも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としてしています。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------|---------------------|---------------------|-------------|--------------------|-------------------------------|-----------------------|
| | | 金銭報酬 (給与) | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 (社宅) | 非金銭 報酬等 (ストックオ プション) | |
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 308,284 (24,516) | 275,432 (24,480) | — (—) | 21,205 (—) | 11,646 (36) | 8 (5) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 19,635 (19,635) | 19,608 (19,608) | — (—) | — (—) | 27 (27) | 3 (3) |
| 合 計 (うち社外役員) | 327,919 (44,151) | 295,040 (44,088) | — (—) | 21,205 (—) | 11,673 (63) | 11 (8) |

(注) 1. 非金銭報酬等の内容

- (1) 非金銭報酬等 (社宅) は社宅賃料のうち当社負担分にあたり、その決定方針は「ハ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。
- (2) 非金銭報酬等 (ストックオプション) は当社の新株予約権であり、その決定方針は「ハ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。また、当事業年度末時点の保有状況は「2. (2) ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (令和3年3月31日現在)」に記載しています。

2. 取締役報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- (1) 取締役の金銭報酬（給与）は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額4億8,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない）と承認されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち4名は社外取締役）です。
- (2) 取締役の非金銭報酬等（社宅）は、平成17年6月29日開催の第9回定時株主総会において月額500万円以内と承認されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち5名は社外取締役）です。
- (3) 取締役の非金銭報酬等（ストックオプション）は、平成23年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額8,000万円以内と承認されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち4名は社外取締役）です。

3. 監査役報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- (1) 監査役の金銭報酬（給与）は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額7,200万円以内と承認されています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（全員が社外監査役）です。
- (2) 監査役の非金銭報酬等（ストックオプション）は、平成23年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額100万円以内と承認されています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（全員が社外監査役）です。

4. 対象となる役員

当事業年度中に退任した取締役1名（うち社外取締役0名）及び同人の在任中の報酬等の額が含まれています。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月4日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を決議しており、その内容は次のとおりです。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が当該決定方針と整合し、当該決定方針に沿って決定されたことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

a. 取締役の報酬等についての考え方

当社は1996年の創業時にMVNOという新たな事業モデルを生み出した後、一貫して同事業モデルを実践し、2007年の大手携帯事業者との相互接続や2016年のMVNO規制緩和など、新たなルールを作りながら事業を進めている。このように新たな領域で事業を推進していくには、グローバルな市場で競争することのできる人材が必要である。そのため、当社の取締役会は、取締役の報酬等について、従来の日本企業の枠によるのではなく、グローバルな人材市場における水準とす

るべきであると考えている。具体的には、取締役の報酬等の水準は、グローバルな市場で競争することのできる人材が、自身および家族に過度の犠牲または負担を強いることなく、当社の業務に専念することができる金額とすべきである。そのうえで、当社の取締役会は、取締役の報酬等が果たす役割について、短期的な利益の追求に向かうインセンティブではなく、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを目指している。また、持続的な成長を達成しているか否かを判断する指標については、当社は現時点において、MVNO事業モデルを進化させて事業基盤の確立を目指している段階にあることから、定量的な指標ではなく、定性的な指標によるものと考えている。

b. 取締役の報酬等の構成等

当社の取締役の報酬等は、金銭報酬（給与）、非金銭報酬（社宅）および非金銭報酬（ストックオプション）によって構成し、各報酬の割合は特段定めない。

このうち、金銭報酬（給与）は、基本報酬として毎月固定額を現金で支払う。

非金銭報酬（社宅）は、取締役の社宅賃料のうち当社負担分にあたり、毎月固定額で発生するが、取締役に對して直接支払うものではない。

非金銭報酬（ストックオプション）は、当社の創業時から採用している制度であり、取締役会の決議により、原則として毎年、役員および従業員全員を対象に発行しているが、当社株式が上場する市場環境および会計制度等の影響を受けるため、毎年確定的に発行するものではなく、発行するか否かは、その時点において取締役会が判断する。

c. 金銭報酬（給与）の決定方針

取締役報酬のうち、金銭報酬（給与）の決定については、株主総会で承認された報酬総額の上限（年額4億8,000万円（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない））の範囲内で、取締役会決議により代表取締役会長三田聖二に一任している。なお、当該報酬総額の上限は、2007年6月26日開催の第11回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち4名は社外取締役）である。

代表取締役会長三田聖二は、代表権を有する業務執行取締役として当社の業績に対する責任を負っており、重要な業務執行として、取締役が担う役割および責務を踏まえ、インセンティブとして適切な金銭報酬の額を決定する方針である。

d. 非金銭報酬（社宅）の決定方針

取締役報酬のうち、非金銭報酬（社宅）の決定については、株主総会で承認された報酬総額の上限（月額500万円）の範囲内で、取締役会で策定した社内規程に基づいている。なお、当該報酬総額の上限は、2005年6月29日開催の第9回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち5名は社外取締役）である。

取締役会は、会社の成長に必要な人材を確保し当該人材の能力を十分に発揮するための住環境を付与することを目的として、原則として通勤の便宜および生活環境を考慮して非金銭報酬（社宅）を決定する方針である。

e. 非金銭報酬（ストックオプション）の決定方針

取締役報酬のうち、非金銭報酬（ストックオプション）の決定については、取締役会において、当社株式の希釈化率を考慮して新株予約権の発行総数を決定したうえで、取締役が担う役割および責務を踏まえ、インセンティブとして適切な数を付与することを決定する方針である。

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長三田聖二に対し各取締役の金銭報酬（給与）の額の決定を委任しています。委任した理由は、取締役が担う役割及び責務を踏まえ、インセンティブとして適切な金銭報酬の額を決定することは重要な業務執行であり、代表権を有する業務執行取締役として当社の業績に対する責任を負っている代表取締役会長が決定すべき事項であると判断したためです。なお、当社の取締役会は社外取締役が過半数を占めており、社外取締役は、一般株主の代表として企業価値の向上を追求し、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督する立場から、取締役の業務執行を監督しています。

ホ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役寺本振透氏は、九州大学大学院法学研究院の教授を兼務しています。なお、当社と同大学との間に特別の関係はありません。

- ・監査役松尾清氏は、松尾清公認会計士事務所の代表を兼務しています。なお、当社と同事務所との間に特別の関係はありません。
 - ・監査役井上伸一氏は、公益社団法人日本航空機操縦士協会の会長を兼務しています。なお、当社と同協会との間に特別の関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役寺本振透氏は、株式会社ウェブアイの社外取締役を兼務しています。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。
 - ・取締役山田喜彦氏は、Gogoro Inc.（台湾）の社外取締役を兼務しています。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。
 - ・監査役松尾清氏は、SBIインシュアランスグループ株式会社の社外監査役を兼務しています。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。
 - ・監査役松尾清氏は、H. I. S. Mobile株式会社の社外監査役を兼務しています。同社は当社の関連会社であり、当社は同社からMVNE業務を受託しています。
 - ・監査役井上伸一氏は、学校法人東京理科大学の監事を兼務しています。なお、当社と同大学との間に特別の関係はありません。
- ハ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係等該当事項はありません。

二. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

| | 取締役会（7回開催） | | 監査役会（7回開催） | |
|----------|------------|------|------------|------|
| | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 取締役 塚田健雄 | 7回 | 100% | — | — |
| 取締役 井戸一朗 | 7回 | 100% | — | — |
| 取締役 師田卓 | 7回 | 100% | — | — |
| 取締役 寺本振透 | 7回 | 100% | — | — |
| 取締役 山田喜彦 | 7回 | 100% | — | — |
| 監査役 渡邊和司 | 7回 | 100% | 7回 | 100% |
| 監査役 松尾清 | 7回 | 100% | 7回 | 100% |
| 監査役 井上伸一 | 7回 | 100% | 7回 | 100% |

- b. 取締役会及び監査役会における発言状況、並びに、社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
- ・社外取締役である塚田健雄氏は、自動車業界及び移動体通信業界の経営者として豊富な知識及び経験を備えています。同氏は、主に通信事業の企業経営者の先達としての立場から質問または助言を行っており、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしています。
 - ・社外取締役である井戸一朗氏は、グローバルな計測・制御機器企業の経営者として培った豊富な知識及び経験を備えています。同氏は、主に技術に立脚した企業経営者の先達としての立場から質問または助言を行っており、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしています。
 - ・社外取締役である師田卓氏は、繊維・複合材料業界の経営者として豊富な知識及び経験を備えています。同氏は、主に財務の知見を備えた企業経営者の先達としての立場から質問または助言を行っており、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしています。
 - ・社外取締役である寺本振透氏は、研究者及び教育者としての豊富な知識及び経験、並びに弁護士として培った専門的知見を備えています。同氏は、主に中立的かつ先進的な考え方に基づいて質問または助言を行っており、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしています。
 - ・社外取締役である山田喜彦氏は、日本を代表する電気機器企業の経営者及び米国の自動車メーカーの幹部として豊富な知識及び経験を備えています。同氏は、主にグローバル企業を経営する立場から、質問または助言を行っており、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしています。
 - ・社外監査役である渡邊和司氏は、常勤監査役として会社の業務執行状況を監視するとともに、行政及び企業経営を通じて培った専門的知見に基づき、質問または意見を述べることにより、当社の意思決定の適法性・妥当性の確保に貢献しています。
 - ・社外監査役である松尾清氏は、公認会計士としての専門的な知識並びに日本及び米国における豊富な会計監査経験に基づく財務及び会計に関する知見を生かし、質問または意見を述べることにより、当社の意思決定の適法性・妥当性の確保に貢献しています。
 - ・社外監査役である井上伸一氏は、航空業界の経営者及び常勤監査役として培った豊富な知識及び経験に基づき、質問または意見を述べることにより、当社の意思決定の適法性・妥当性の確保に貢献しています。

- ・上記の他、各社外監査役は、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っています。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人元和

② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|---|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 24百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 | 24百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬見積りに関して取締役より必要な資料を入手したうえで、報酬見積り額の算出根拠である監査項目の内容、監査時間等が適切であると認め、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

3. 当社の子会社であるJCI US Inc. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑦ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容（最終改定 平成29年3月23日）及び運用状況の概要は以下のとおりです。

I 当社グループの内部統制に関する事項

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 社外取締役による牽制

取締役会には、経営経験豊富かつ当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍する体制をとる。また、社外取締役のうち1名以上は、法律に関する専門的な知見を有する者とする。

(2) 内部監査室による監査体制の整備

内部監査室を代表取締役社長直属の組織として設置し、専任者による内部監査を実施する。

(運用状況)

当社の取締役会は、社外取締役が過半数を占めており（当事業年度末時点において、当社の取締役7名のうち、5名が社外取締役）、社外取締役の積極的かつ忌憚のない質問・指摘・助言により、議論の実質が確保された有益なものとなっています。また、当事業年度末時点において、社外取締役のうち1名が法律に関する専門的な知見を有する者となっています。

内部監査についても、専任者を置き、代表取締役社長に随時報告するとともに、社外監査役3名で構成される監査役会にも、適宜情報の共有がなされています。

2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報は、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録して保存し、文書管理規程にしたがって管理する。

(2) 取締役及び監査役は、上記文書等を常時閲覧することができる。

(運用状況)

取締役の職務の執行にかかる情報は、文書管理規程に基づき、適切に保管及び管理しています。また、これらの情報について、常時閲覧できる体制をとっており、取締役は、必要に応じて適時に文書を確認し、常勤監査役も、必要に応じて文書の保管状況の確認を行っています。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループのリスク管理についてリスク管理規程を策定し、その改廃は、業務執行取締役及び執行役員で構成する常勤役員会（以下「MB」という）の決議により、取締役会に報告するものとする。取締役会が改廃について変更を指示したときは、MBはこれに従う。
- (2) 当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議及び方針の決定は、業務執行取締役及び執行役員で構成するエグゼクティブオフィス会議（以下「EOM」という）で行う。
- (3) 内部監査室は、EOMと連携し、各担当ファンクションの日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

(運用状況)

当社グループのリスク管理は、現時点では、業務執行取締役が決定し、執行役員が実行しています。今後は、リスク管理規程に基づき、当社グループが直面する可能性のあるリスクまたは将来発生する可能性のあるリスクに対する、組織的かつ体系的な防止策の検討を進めていきます。また、内部監査室は、内部監査の一環として、各担当ファンクションの日常的なリスク管理状況を確認し、必要に応じて、代表取締役社長に改善策を進言しています。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務権限規程の策定による決裁権限の明確化
- (2) MBの設置
- (3) 業務執行取締役3名で構成する代表取締役会（以下「RDM」という）の設置
- (4) EOMの設置
- (5) 取締役会による連結会計年度ごとの当社グループの予算及び事業計画の策定
- (6) RDMによる当社グループの月次・四半期業績管理の実施
- (7) MBにおける当社グループの月次・四半期業績の情報共有
- (8) 取締役会による当社グループの四半期業績のレビュー

(運用状況)

当社の取締役会は、専ら、社外取締役による監督機関として機能しており、業務執行はRDMがあたっています。取締役会は、取締役会規程に基づき、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決定しますが、その他の事項はRDMの意思決定によっています。EOMは取締役会及びRDMの意思決定に従って業務執行を推進し、MBは業務執行についての相互の監督及び情報共有の機能を果たしています。なお、当事業年度末時点の業務執行取締役の員数は2名であり、RDMは当該業務執行取締役2名で構成されています。

5. 当社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 法令遵守のための行動規範を定めるコンプライアンス規程を策定し、その改廃は、MBの決議により、取締役会に報告するものとする。
 - (2) コンプライアンス規程の運用は、法務担当ファンクションがこれにあたり、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。併せて、HR担当ファンクションが中心となり、従業員に対する教育及び指導を実施する。
 - (3) 内部監査室による監査体制の整備
内部監査室は、法務担当ファンクションと連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。

(運用状況)

コンプライアンス体制の整備のうち、インサイダー取引の防止及び社内システムの管理（IT全般統制）については、勤怠管理システムや社内掲示板等を活用し、担当ファンクションから、定期的に注意喚起を行っています。取引の開始にあたっては、取引先に反社会的勢力との関わりがないことを確認するプロセスを整備しています。また、内部監査室は、内部監査の一環として、各担当ファンクションにおけるコンプライアンスの状況を確認し、必要に応じて、法務担当ファンクションへの照会、または、代表取締役社長への進言ができる体制となっています。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社の取締役及び従業員の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
 - ① 当社の子会社の取締役には、原則として当社の業務執行取締役または執行役員が1名以上含まれる体制をとる。
 - ② 当社の子会社の業務執行責任者は、MBにおいて、当該子会社の業績、財務状況その他の重要事項を報告しなければならない。
 - ③ 当社の関係会社主管責任者は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて当社の子会社の役員または従業員に対し資料の提出もしくは報告を求める。
- (2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」と同様。
当社のリスク管理規程は当社グループを対象とし、EOMは当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議及び方針を決定する。
- (3) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」と同様。
 - ① 職務権限規程の策定による決裁権限の明確化
 - ② MBの設置
 - ③ RDMの設置

- ④ EOMの設置
 - ⑤ 取締役会による連結会計年度ごとの当社グループの予算及び事業計画の策定
 - ⑥ RDMによる当社グループの月次・四半期業績管理の実施
 - ⑦ MBにおける当社グループの月次・四半期業績の情報共有
 - ⑧ 取締役会による当社グループの四半期業績のレビュー
- (4) 当社の子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長に報告する。

(運用状況)

当社の連結子会社6社の取締役には、当社の業務執行取締役または執行役員が1名以上在任しており、連結子会社の業務執行が適切に監督されています。また、連結子会社の業務執行責任者は、関係会社管理規程に基づいてMBに出席し、当該連結子会社の業績、財務状況その他の重要事項を適切に報告しています。

内部監査室は、内部監査規程に基づき連結子会社の監査を行い、監査結果を当社代表取締役社長に報告しています。

II 当社の監査体制の整備に関する事項

1. 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
 - (1) 監査役会の運営に関する事務は、監査役スタッフがこれにあたる。
 - (2) 監査役スタッフ以外の監査役補助従業員は設置しないが、監査役が必要と認めた場合は、他の従業員を監査の補助にあたらせることとする。この場合、監査役はあらかじめ取締役に通知する。

(運用状況)

監査役会の運営に関する事務は、法務担当ファクションの従業員が監査役スタッフとしてこれにあたり、監査役が必要と認めた場合は、法務担当ファクションまたは経理担当ファクションの従業員が、適宜、監査役の補助を行っています。監査役スタッフは、常勤監査役と日常的に連携を図り、監査役会の準備、各担当ファクションとの連絡及び監査役会における議事の記録等の事務を行っています。

2. 前項の従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、従業員が遂行する監査補助業務の独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。

(運用状況)

従業員が、監査役スタッフとしての業務、または、監査役の補助を行う場合、取締役または各担当ファンクションの責任者がこれに異を唱えることはなく、監査補助業務の独立性は、取締役または各担当ファンクションに十分に認識され、徹底されています。

3. 当社の監査役の第1項に定める従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務の補助にあたる従業員は、監査役から監査業務にかかる指示を受けた場合、その指示に関して取締役または他の従業員の指揮命令を受けないものとする。

(運用状況)

監査役職務の補助にあたる従業員が、監査役から監査業務にかかる指示を受けた場合、その指示に関して取締役または他の従業員の指揮命令を受けることはありません。

4. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 常勤監査役がMBに出席する体制をとることにより、当社グループの月次業績等、監査に必要な情報は、適宜、常勤監査役に報告される。また、常勤監査役の判断により、他の監査役に報告される。
- ② 当社の取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
- ③ 当社の役員及び従業員は、コンプライアンス規程に基づき、規程違反について直属の上司または法務担当ファンクションに報告するものとされ、これらの者から報告を受けた業務執行取締役が、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告するものとする。

(2) 当社の子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 常勤監査役がMBに出席する体制をとることにより、当社グループの月次業績等、監査に必要な情報は、適宜、常勤監査役に報告される。また、常勤監査役から、他の監査役に報告される。
- ② 当社の関係会社主管責任者は、当社子会社の役員または従業員からの報告により、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告するものとする。

(運用状況)

常勤監査役は、MBに毎回出席しており、当社グループの月次業績等、監査に必要な情報は、適宜、常勤監査役に報告されています。なお、当事業年度において、コンプライアンス規程違反についての報告はありませんでした。

5. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程において、直属の上司または法務担当ファンクションに規程違反を報告した場合、報告について秘密を厳守し、報告した者に対する報復を禁止する措置をとる旨を定めている。

当社は、このルールに準じ、監査役に報告をした当社ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対して当該報告を理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社ならびに当社子会社の取締役及び従業員に周知徹底する。

(運用状況)

当事業年度において、コンプライアンス規程違反についての報告はありませんでした。なお、コンプライアンス規程違反を報告した場合の報告者に対する報復の禁止は、就業規則及びコンプライアンス規程によって周知徹底されています。

6. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、当社所定の手続きに従って当該費用または債務を処理するものとする。

(運用状況)

監査役職務について生じる費用（書籍の購入費及び研修会への参加費を含む）は、監査役請求に基づき、監査役スタッフが、当社所定の手続きに従って適切に対応しています。

7. その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

業務執行取締役及び内部監査室は、必要に応じて、それぞれ監査役会と意見交換を実施するものとする。また、適宜、監査法人にも監査役会との意見交換を求めるものとする。

(運用状況)

業務執行取締役、内部監査室長及び監査法人は、監査役のために応じ、定期的に監査役会で報告または説明を行っており、緊密な意見交換を行うことで監査の実効性が確保されています。また、常勤監査役は、内部監査にも積極的に陪席し、独立性の高い立場から、その有効性を確認しています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 配当についての基本的な方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題として位置付けています。

株主に対する利益還元策として、一般的には、配当、自社株買い、株主優待等が実施されています。しかしながら、当社は、新たな市場を開拓する企業においては、株主に対する利益還元は、市場の拡大とともに当該企業が成長し、その結果としてもたらされる時価総額の向上、及びこれに伴う当該企業の株価の上昇によるべきと考えています。

現段階において、当社には、MVNO事業モデルの進化に加え、FinTechプラットフォーム事業及びローカル基地局によるソリューション事業の推進によって、日本市場においても、グローバル市場においても、極めて大きな成長が見込まれます。そのため、事業活動から生み出されるキャッシュは、極力再投資をし、的確に事業機会を捉えていくことが株主の期待に応えるものと認識しています。

以上により、当社は、少なくとも現段階において、一般的な利益還元策である配当、自社株買い、株主優待等を実施する計画はありません。当社は、引き続き、新たな市場の開拓に邁進し、その結果としての時価総額の向上を目指してまいります。

② 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針及び配当の決定機関

当社は定款において、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定めており、中間配当金及び期末配当金として年2回剰余金の配当をすることができる制度となっています。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会です。ただし、定款に配当の制度があることが、配当を行うことを意味するものではありませんので、ご注意ください。

当社は「① 配当についての基本的な方針」に記載のとおり、現段階では配当を予定していません。

③ 当事業年度の配当決定にあたっての考え方

当事業年度においては、「① 配当についての基本的な方針」に基づき、配当は行いません。

連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|--------------|----------------------|--------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 1,521 | 流 動 負 債 | 1,492 |
| 現金及び預金 | 1,025 | 買掛金 | 775 |
| 売掛金 | 338 | 1年内返済予定の 長期借入金 | 9 |
| 商品 | 74 | 未払金 | 145 |
| 貯蔵品 | 0 | 未払法人税等 | 51 |
| 未収入金 | 0 | 前受収益 | 154 |
| その他 | 86 | 預り金 | 26 |
| 貸倒引当金 | △3 | 買付契約評価引当金 | 218 |
| 固 定 資 産 | 330 | その他 | 109 |
| 有 形 固 定 資 産 | 84 | 固 定 負 債 | 23 |
| 工具、器具及び備品 | 19 | 長期前受収益 | 23 |
| 建設仮勘定 | 65 | 負 債 合 計 | 1,516 |
| 無 形 固 定 資 産 | 49 | 純 資 産 の 部 | |
| 特許権 | 2 | 株 主 資 本 | 122 |
| 商標権 | 0 | 資本金 | 4,528 |
| ソフトウェア | 26 | 資本剰余金 | 2,868 |
| ソフトウェア仮勘定 | 20 | 利益剰余金 | △7,272 |
| 投資その他の資産 | 195 | 自己株式 | △2 |
| 投資有価証券 | 56 | その他の包括利益累計額 | 140 |
| 敷金保証金 | 138 | 為替換算調整勘定 | 140 |
| その他 | 0 | 新 株 予 約 権 | 38 |
| 繰 延 資 産 | 5 | 非 支 配 株 主 持 分 | 38 |
| 株式交付費 | 1 | 純 資 産 合 計 | 341 |
| 社債発行費 | 4 | 負 債 純 資 産 合 計 | 1,857 |
| 資 産 合 計 | 1,857 | | |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 損 益 計 算 書

（令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 売 上 高 | 3,497 |
| 売 上 原 価 | 2,223 |
| 売 上 総 利 益 | 1,274 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 1,523 |
| 営 業 損 失 (△) | △248 |
| 営 業 外 収 益 | 14 |
| 受 取 利 息 | 0 |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益 | 10 |
| 雑 収 入 | 4 |
| 営 業 外 費 用 | 8 |
| 支 払 利 息 | 0 |
| 株 式 交 付 費 償 却 | 1 |
| 社 債 発 行 費 償 却 | 2 |
| 為 替 差 損 | 2 |
| そ の 他 | 0 |
| 経 常 損 失 (△) | △242 |
| 特 別 損 失 | 28 |
| 和 解 金 | 28 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△) | △270 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 4 |
| 当 期 純 損 失 (△) | △274 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△) | △1 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△) | △273 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

（令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 4,528 | 2,868 | △6,998 | △2 | 396 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△） | | | △273 | | △273 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | － | － | △273 | － | △273 |
| 当 期 末 残 高 | 4,528 | 2,868 | △7,272 | △2 | 122 |

| | その他の包括 利益累計額 | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------------|-----------------|-------------------|-------|---------|-------|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益 累計額合計 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 136 | 136 | － | 15 | 548 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△） | | | | | △273 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | 4 | 4 | 38 | 23 | 66 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 4 | 4 | 38 | 23 | △207 |
| 当 期 末 残 高 | 140 | 140 | 38 | 38 | 341 |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

| | |
|----------|--|
| 連結子会社の数 | 6社 |
| 連結子会社の名称 | JCI US Inc. JCI Europe Communications Limited コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社 クルーシステム株式会社 my FinTech株式会社 セキユアID株式会社 |

(2) 持分法の適用に関する事項

| | |
|---------------|---------------------|
| 持分法適用の関連会社の数 | 1社 |
| 持分法適用の関連会社の名称 | H. I. S. Mobile株式会社 |

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ア) 有形固定資産

| | | |
|------------|------------|-----|
| (リース資産を除く) | 建物及び建物附属設備 | 定額法 |
| | その他の有形固定資産 | 定率法 |

(イ) 無形固定資産

| | | |
|------------|-------------|-------------------|
| (リース資産を除く) | 自社利用のソフトウェア | 利用可能期間（5年）に基づく定額法 |
|------------|-------------|-------------------|

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

(ア) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しています。

(イ) 買付契約評価引当金

将来のたな卸資産の収益性の低下により発生する損失に備えるため、商品の買付契約に基づく購入価額のうち、将来回収不能と見込まれる額を計上しています。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。ただし、免税事業者に該当する一部連結子会社については税込方式によっています。

2. 表示方法に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで固定負債の「その他」で表示していた「長期前受収益」は、より実態に即した明瞭な表示とするため、当連結会計年度より「長期前受収益」として表示しています。

なお、前連結会計年度の「長期前受収益」は19百万円です。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,086百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類及び総数 普通株式 164,258,239株

(2) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

| | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 |
|---------------|------------|-------------|
| 新株予約権（第三者割当て） | 普通株式 | 17,770,000株 |
| 第20回新株予約権 | 普通株式 | 3,551,200株 |

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な銀行預金と投資適格格付けのMMFに限定しています。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程にそってリスク軽減を図っています。

長期借入金は固定金利であり、金利変動リスクを回避しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|------------|------------|----------|------|
| (1) 現金及び預金 | 1,025百万円 | 1,025百万円 | －百万円 |
| (2) 売掛金 | 338 | 338 | － |
| 資 産 計 | 1,364 | 1,364 | － |
| (3) 買掛金 | 775 | 775 | － |
| (4) 未払金 | 145 | 145 | － |
| (5) 長期借入金 | 9 | 9 | － |
| 負 債 計 | 930 | 930 | － |

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 買掛金、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期借入金

長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 関係会社株式（連結貸借対照表計上額56百万円）及び敷金保証金（連結貸借対照表計上額138百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記には含めていません。

7. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|---------------|--------|
| 1株当たり純資産額 | 1円60銭 |
| 1株当たり当期純損失(△) | △1円66銭 |

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|--------------|----------------------|--------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 1,423 | 流 動 負 債 | 1,538 |
| 現金及び預金 | 876 | 買掛金 | 764 |
| 売掛金 | 318 | 短期借入金 | 44 |
| 商 品 | 48 | 1年内返済予定の 長期借入金 | 9 |
| 貯 蔵 品 | 0 | 未払金 | 193 |
| 未収入金 | 69 | 未払法人税等 | 48 |
| 前払費用 | 20 | 前受収益 | 143 |
| その他の | 93 | 預り金 | 26 |
| 貸倒引当金 | △3 | 買付契約評価引当金 | 218 |
| 固 定 資 産 | 658 | そ の 他 | 88 |
| 有 形 固 定 資 産 | 17 | 固 定 負 債 | 250 |
| 器具備品 | 17 | 長期借入金 | 250 |
| 無 形 固 定 資 産 | 33 | 負 債 合 計 | 1,788 |
| 商 標 権 | 0 | 純 資 産 の 部 | |
| ソフトウェア | 20 | 株 主 資 本 | 261 |
| ソフトウェア仮勘定 | 12 | 資 本 金 | 4,528 |
| 投資その他の資産 | 608 | 資 本 剰 余 金 | 2,868 |
| 関係会社株式 | 476 | 資 本 準 備 金 | 2,868 |
| 敷金保証金 | 131 | 利 益 剰 余 金 | △7,133 |
| 長期未収入金 | 37 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △7,133 |
| 長期貸付金 | 151 | 繰越利益剰余金 | △7,133 |
| その他の | 0 | 自 己 株 式 | △2 |
| 貸倒引当金 | △189 | 新株予約権 | 38 |
| 繰 延 資 産 | 5 | 純 資 産 合 計 | 299 |
| 株式交付費 | 1 | 負 債 純 資 産 合 計 | 2,088 |
| 社債発行費 | 4 | | |
| 資 産 合 計 | 2,088 | | |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

（令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|-------|
| 売 上 高 | 3,371 |
| 売 上 原 価 | 2,163 |
| 売 上 総 利 益 | 1,207 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 1,536 |
| 営 業 損 失 (△) | △329 |
| 営 業 外 収 益 | 134 |
| 受 取 利 息 | 0 |
| 為 替 差 益 | 1 |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額 | 130 |
| 雑 収 入 | 2 |
| 営 業 外 費 用 | 6 |
| 支 払 利 息 | 1 |
| 株 式 交 付 費 償 却 | 1 |
| 社 債 発 行 費 償 却 | 2 |
| そ の 他 | 0 |
| 経 常 損 失 (△) | △201 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 (△) | △201 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3 |
| 当 期 純 損 失 (△) | △205 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|---|---------|-----------|---------------|---------------------|---------------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
| | | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 計 合 | そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合 | 利 益 剰 余 金 計 合 | | |
| 当 期 首 残 高 | 4,528 | 2,868 | 2,868 | △6,928 | △6,928 | △2 | 466 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 | | | | | | | |
| 当 期 純 損 失 (△) | | | | △205 | △205 | | △205 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額) | | | | | | | |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計 | — | — | — | △205 | △205 | — | △205 |
| 当 期 末 残 高 | 4,528 | 2,868 | 2,868 | △7,133 | △7,133 | △2 | 261 |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|-------|-------|
| 当 期 首 残 高 | — | 466 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 | | |
| 当 期 純 損 失 (△) | | △205 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額) | 38 | 38 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計 | 38 | △166 |
| 当 期 末 残 高 | 38 | 299 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 総平均法に基づく原価法

② たな卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

| | | |
|------------|------------|-----|
| （リース資産を除く） | 建物及び建物附属設備 | 定額法 |
| | その他の有形固定資産 | 定率法 |

② 無形固定資産

| | | |
|------------|-------------------|--|
| （リース資産を除く） | 自社利用のソフトウェア | |
| | 利用可能期間（5年）に基づく定額法 | |

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 買付契約評価引当金

将来のたな卸資産の収益性の低下により発生する損失に備えるため、商品の買付契約に基づく購入価額のうち、将来回収不能と見込まれる額を計上しています。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜処理

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

3. 貸借対照表に関する注記

| | |
|------------------------|--------|
| (1) 資産に係る減価償却累計額 | |
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 848百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 131百万円 |
| 長期金銭債権 | 189百万円 |
| 短期金銭債務 | 156百万円 |
| 長期金銭債務 | 250百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

| | |
|------------|--------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 198百万円 |
| 営業費用 | 241百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 0百万円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

| | |
|------------------------|---------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 15,004株 |

6. 税効果会計に関する注記

| | |
|--------------------|-----------|
| 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 | |
| 繰越欠損金 | 1,993百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 926百万円 |
| 減損損失 | 102百万円 |
| たな卸資産評価損 | 25百万円 |
| 買付契約評価引当金 | 67百万円 |
| 前受収益 | 43百万円 |
| 貸倒引当金 | 58百万円 |
| その他 | 32百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 3,250百万円 |
| 評価性引当額 | △3,250百万円 |
| 繰延税金資産合計 | －百万円 |

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の 所有割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科 目 | 期末残高 |
|----------|---|---------------|--|------------------------|------|-----------------------|-----------|
| 子会社 | JCI US Inc. | 所有直接 100% | 役員の兼任 あり 貸付金あり | システム運 営費他 | 120 | 長期未収入 金 | 37 |
| | | | | 海外事業の サポート業 務の委託 | 16 | | |
| | | | | 資金の貸付 | 28 | 1年内回収 予定の長期 貸付金 | 28 |
| | | | | | | 長期貸付金 | 151 |
| 子会社 | JCI Europe Communications Limited | 所有直接 100% | モバイル通 信サービス に関する提 携 役員の兼任 あり 借入金あり | 資金の借入 | 41 | 短期借入金 | 44 |
| 子会社 | クルーシステム 株式会社 | 所有直接 100% | 電気通信事 業にかかる オペレーシ ョン業務の 委託 役員の兼任 あり 借入金あり | 利息の支払 | 0 | 未収入金 | 51 |
| | | | | オペレーシ ョン業務の 委託 | 22 | 長期借入金 未払金 | 250 90 |
| 関連会 社 | H. I. S. Mobile 株式会社 | 所有直接 40% | モバイル通 信サービス に関する提 携 役員の兼任 あり | データ通信 サービスの 提供等 | 198 | 売掛金 | 31 |

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引は市場価格又は市場金利等を参考に合理的に決定しています。

(注2) JCI US Inc. への債権に対して189百万円の貸倒引当金を計上しています。

また、当事業年度において130百万円の貸倒引当金戻入額を計上しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1円58銭

1株当たり当期純損失 (△)

△1円25銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年5月11日

日本通信株式会社
取締役会 御中

監査法人元和
東京都渋谷区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 塩 野 治 夫 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 加 藤 由 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本通信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年5月11日

日本通信株式会社
取締役会 御中

監査法人元和
東京都渋谷区

| | | | |
|------------------------|-----------|---------|---|
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 塩 野 治 夫 | Ⓜ |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 加 藤 由 久 | Ⓜ |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本通信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受けました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社についても、事業の報告及び説明を受けました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告及び説明を受けました。

三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月12日

日本通信株式会社 監査役会

監査役(常勤) 渡邊和司 ⑩

監査役 松尾清 ⑩

監査役 井上伸一 ⑩

(注) 上記監査役は全員、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

現任取締役のうち、三田聖二、塚田健雄、師田卓及び寺本振透の4氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、三田聖二、師田卓及び寺本振透の3氏を再任するとともに、経営体制強化のため社外取締役を増員し、新たに森葉子氏及び田中仁氏の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当 | 所有する当社 の株式の数 |
|-----------|--|---|-----------------|
| 1 | さん だ せい じ 三 田 聖 二 (昭和24年6月10日生) 【 再 任 】 | 昭和48年5月 カナダ国鉄入社 昭和53年6月 デトロイト大学 電気工学科 博士課程修了 昭和54年3月 コンレイル鉄道入社 昭和57年12月 ロングアイランド鉄道入社 副社長就任 昭和59年4月 ハーバード大学経営大学院 上級マネージメントプログラム (A. M. P) 修了 昭和59年11月 シティバンク エヌ・エイ入社 副社長就任 昭和62年7月 メリルリンチ証券入社 プロダ クトオペレーション副社長就任 平成元年11月 モトローラ(株) 常務取締役 移 動電話事業部長 (兼) モトロー ラ・インク 副社長就任 平成6年7月 アップルコンピュータ(株) (現 Apple Japan) 代表取締役社長就 任 (兼) アップルコンピュータ (現 アップル) 本社 (米国) 副社長就任 平成7年10月 エル・ティ・エス(株)設立 代表 取締役社長就任 平成8年5月 当社設立 代表取締役社長就任 平成10年7月 日本アイルランド経済協会 (現 在日アイルランド商工会議所) 副会長就任 平成10年10月 ザイリンクス社 (米国) 社外 取締役就任 平成12年2月 LTSanda B.V.B.A設立 マネー ジングディレクター就任 (現 任) | 13, 122, 800株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当 | 所有する当社 の株式の数 |
|--|--|---|-----------------|
| | | 平成20年1月 アイルランド政府 次世代ネット ワークに関する国際諮問会議 委員就任 在日アイルランド商工会議所 (旧 日本アイルランド経済協 会) 会頭就任 平成27年6月 当社 代表取締役会長就任 (現 任) (重要な兼職の状況) LTSanda B. V. B. A マネージングディレクター | |
| 取締役候補者とした理由 三田聖二氏は、米国及びカナダで学業を修め、鉄道、銀行、証券等の各分野の代表的な グローバル企業で経営経験を積み、米国の大手通信機器メーカーの幹部として、黎明期 にあった日本の携帯電話業界の成長に貢献しました。その経験に基づき、MVNO事業 モデルを提唱して当社を創業した後は、代表取締役社長として20年にわたり当社を牽引 し、携帯電話事業者との相互接続を実現し、MVNO事業という新たな産業を生み出し ました。平成27年6月に後継者計画を実行して代表取締役会長に就任した後も、国内外 の豊富な人脈を生かして米国及び欧州でのグローバルな事業展開を進め、当社の企業価 値の更なる向上に尽力しています。その実績及び能力を踏まえ、当社の取締役として引 き続き適任であると判断いたします。 | | | |
| 2 | も ろ た た く 師 田 卓 (昭和11年8月16日生) 【 再 任 】 【社外取締役候補者】 | 昭和36年3月 東京大学 法学部卒業 昭和36年3月 帝人㈱ 入社 平成2年6月 同社 取締役就任 平成6年6月 同社 常務取締役就任 平成8年6月 同社 専務取締役就任 平成10年6月 同社 代表取締役専務就任 平成13年6月 ㈱神戸製鋼所 社外監査役就任 (非常勤) 平成18年6月 当社 社外監査役就任 平成25年6月 当社 社外取締役就任 (現任) | 12,500株 |
| 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 師田卓氏は、繊維・複合材料業界の経営者として豊富な知識及び経験を備えています。 同氏は、その実績及び能力を踏まえ、財務の知見を備えた企業経営者の先達としての立 場から当社の意思決定の妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たして いただけることが期待できるため、当社の社外取締役として引き続き適任であると判断 いたします。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当 | 所有する当社 の株式の数 |
|---|--|---|-----------------|
| 3 | てらもと しんとう 寺 本 振 透 (昭和38年1月31日生) 【 再 任 】 【社外取締役候補者】 | 昭和60年3月 東京大学 法学部卒業 昭和62年4月 第一東京弁護士会登録 昭和62年4月 西村眞田法律事務所(現 西村あ さひ法律事務所) アソシエイト 平成2年10月 TMI 総合法律事務所 アソシ エイト 平成5年8月 アリゾナ州立大学ロースクール 客員研究員 平成6年8月 道家寺本法律事務所 パートナ ー 平成8年1月 寺本法律事務所(後に寺本合同法 律事務所)に改称) パートナー 平成12年7月 西村総合法律事務所(現 西村あ さひ法律事務所)に業務統合 平成18年4月 東京大学大学院法学政治学研究 科 特任教授 平成19年4月 東京大学大学院法学政治学研究 科 教授(法科大学院専任教員) 平成22年4月 九州大学大学院法学研究院 教授(現任) 平成27年6月 当社 社外取締役就任(現任) 平成28年4月 ㈱ウェッブアイ 社外取締役就 任(現任) (重要な兼職の状況) 九州大学大学院法学研究院 教授 ㈱ウェッブアイ 社外取締役 | 一株 |
| 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 寺本振透氏は、研究者及び教育者としての豊富な知識及び経験、並びに弁護士として培 った専門的知見を備えています。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となるこ と以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、その実績及び能力を踏まえ、 中立的かつ先進的な知見を提供する立場から当社の意思決定の妥当性・適正性を確保 し、業務執行を監督する役割を果たしていただけることが期待できるため、当社の社外 取締役として引き続き適任であると判断いたします。なお、同氏は本総会までに、同氏 の所属する九州大学から同大学の職員兼業規程に基づく許可を得て再任する予定で す。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当 | 所有する当社 の株式の数 |
|---|--|---|-----------------|
| 4 | もり よう こ 森 葉 子 (昭和27年9月18日生) 【 新 任 】 【社外取締役候補者】 | 昭和50年3月 神戸女学院大学 文学部英文学 科卒業 昭和50年4月 神戸常盤短期大学 講師(英語・ 英語学) 昭和54年3月 神戸女学院大学大学院 英米文 学研究科修士課程修了 文学修 士 昭和56年4月 神戸女学院大学 講師(英語・英 語学) 昭和63年11月 東京弁護士会登録 昭和63年11月 本林・青木・千葉法律事務所(後 に四谷あけぼの法律事務所に統 合) 入所 平成20年4月 東京弁護士会 高齢者・障害者の 権利に関する特別委員会 委員 長就任 平成22年4月 東京家庭裁判所 調停委員就任 平成22年4月 東京都介護保険審査会 委員就 任 平成23年10月 (福)目黒区社会福祉事業団 理事就任(現任) 平成28年8月 四谷あけぼの法律事務所開設(現 在に至る) (重要な兼職の状況) 四谷あけぼの法律事務所 弁護士 | 一株 |
| 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 森葉子氏は、教育者としての知識及び経験、並びに弁護士として培った専門的知見を備 えており、企業法務のみならず一般民事事件にも精通しています。同氏は、過去に会社 経営に直接関与したことはありませんが、その実績及び能力を踏まえ、幅広い見識に基 づく均衡のとれた知見を提供する立場から、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保 し、業務執行を監督する役割を果たしていただけることが期待できるため、当社の社外 取締役として適任であると判断いたします。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当 | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|--|---|-------------|
| 5 | <p>た な か ひ と し 田 中 仁 (昭和38年1月25日生)</p> <p>【 新 任 】 【社外取締役候補者】</p> | <p>昭和56年4月 前橋信用金庫(現 し の め 信 用 金庫) 入庫</p> <p>昭和61年4月 ㈱スタジオクリップ入社</p> <p>昭和62年4月 個人にて服飾雑貨製造卸業のジ ンプロダクツを創業</p> <p>昭和63年7月 ㈱ジェイアイエヌ(現 ㈱ジンス ホールディングス)設立 代表取 締役CEO就任(現任)</p> <p>平成23年6月 ㈱ブランドニューデイ(現 ㈱フ ィールグッド) 代表取締役CEO 就任</p> <p>平成24年9月 吉姿商貿(瀋陽)有限公司 董事長就任(現任)</p> <p>平成25年2月 晴姿商貿(上海)有限公司(現 晴姿(上海)企業管理有限公司) 董事長就任(現任)</p> <p>平成25年2月 晴姿美視商貿(北京)有限公司 董事長就任(現任)</p> <p>平成25年12月 JINS US Holdings, Inc. CEO就 任(現任)</p> <p>平成27年6月 台灣晴姿股份有限公司 董事就 任</p> <p>平成27年6月 オイシックス㈱(現 オイシック ス・ラ・大地㈱) 社外取締役就 任(現任)</p> <p>平成27年12月 JINS CAYMAN Limited Director就任(現任)</p> <p>平成28年2月 JINS ASIA HOLDINGS Limited Director就任(現任)</p> <p>平成30年5月 ㈱ジンスジャパン(現 ㈱ジ ンズ) 代表取締役CEO就任(現任)</p> <p>平成30年12月 ㈱Think Lab 代表取締役CEO就 任(現任)</p> <p>平成30年12月 台灣晴姿股份有限公司 董事長 就任(現任)</p> <p>平成31年3月 バルミュエダ㈱ 社外取締役就 任(現任)</p> | 一 株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当 | 所有する当社 の株式の数 |
|--|--------------------|---|-----------------|
| | | <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況)</p> (株)ジンズホールディングス 代表取締役CEO 吉姿商貿(瀋陽)有限公司 董事長 晴姿(上海)企業管理有限公司 董事長 晴姿美視商貿(北京)有限公司 董事長 JINS US Holdings, Inc. CEO オイシックス・ラ・大地(株) 社外取締役 JINS CAYMAN Limited Director JINS ASIA HOLDINGS Limited Director (株)ジンズ 代表取締役CEO (株)Think Lab 代表取締役CEO 台灣晴姿股份有限公司 董事長 パルミューダ(株) 社外取締役 | |
| <p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>田中仁氏は、20代で創業し、アイウェア(眼鏡等)の市場に透明性及び適正価格というイノベーションを起こし、同事業の最大手企業に成長させるとともに、グローバルな事業展開を進めています。その実績及び能力を踏まえ、創業者及びグローバル企業の経営者としての立場から当社の意思決定の妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしていただけることが期待できるため、当社の社外取締役として適任であると判断いたします。</p> | | | |

- (注) 1. 当社は、森葉子氏と法律顧問契約を締結しています(当該契約は令和3年5月31日をもって終了する予定です)。その他、各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式の数」は、令和3年3月31日現在の所有株式数です。
3. 三田聖二氏は、当社の大株主であるMLPFS CUSTODY ACCOUNTが所有する当社株式の実質的な所有者として当社の株式を所有しています。
4. 社外取締役候補者師田卓氏について
- (1) 師田卓氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
- (2) 当社と師田卓氏は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。当社は、同氏の再任後、当該契約を継続する予定です。
- (3) 当社は、師田卓氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出しています。当社は、同氏の就任後、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。
5. 社外取締役候補者寺本振透氏について
- (1) 寺本振透氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
- (2) 当社と寺本振透氏は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。当社は、同氏の再任後、当該契約を継続する予定です。
- (3) 当社は、寺本振透氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出しています。当社は、同氏の就任後、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。

6. 社外取締役候補者森葉子氏について

- (1) 森葉子氏が取締役就任した場合、当社は同氏と会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。
- (2) 森葉子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。当社は、同氏の就任後、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

7. 社外取締役候補者田中仁氏について

- (1) 田中仁氏が取締役就任した場合、当社は同氏と会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。
- (2) 田中仁氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。当社は、同氏の就任後、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

第2号議案 監査役1名選任の件

現任監査役のうち、渡邊和司氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに勝野成治氏の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略歴及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|--|--|-------------|
| <p>かつの せいじ 勝野 成治 (昭和29年6月14日生)</p> <p>【新任】 【社外監査役候補者】</p> | <p>昭和53年3月 東京大学 法学部卒業 昭和53年4月 郵政省(現 総務省) 入省 平成8年1月 同省 通信政策局政策課情報通信利用振興室長 平成9年7月 同省 通信政策局地域通信振興課長 平成10年6月 同省 郵政研究所通信経済研究部長 平成11年7月 簡易保険福祉事業団 総務部長 平成13年1月 総務省 郵政事業庁郵務部管理課長 平成13年7月 同省 総務部人事課長 平成15年4月 日本郵政公社 人事部門人事部長 平成16年1月 同公社 郵便事業総本部営業企画部長 平成16年7月 同公社 郵便事業総本部営業本部商品企画部長 平成17年4月 同公社 郵便事業総本部営業本部第1メール事業部長 平成17年10月 同公社 郵便局ネットワーク部門企画役 平成18年4月 同公社 執行役員就任 平成19年10月 郵便局(株)(現 日本郵便(株)) 執行役員就任 平成21年6月 同社 常務執行役員就任 平成21年11月 郵便事業(株)(現 日本郵便(株)) 常務執行役員・東京支社長就任 平成23年4月 同社 常務執行役員就任 平成24年10月 日本郵便(株) 常務執行役員就任 平成25年4月 日本郵政(株) 常務執行役就任 平成26年6月 同社 専務執行役就任 平成28年6月 日本郵便輸送(株) 代表取締役副社長就任 平成29年6月 同社 代表取締役社長就任 令和2年6月 J P ビズメール(株) 代表取締役社長就任(現任)</p> | <p>一株</p> |
| <p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>勝野成治氏は、郵政省(現 総務省)において豊富な行政経験を有し、日本郵政グループ各社の代表取締役として企業経営の経験も有しています。その幅広い見識から有益かつ有効な監査を行っていただけるものと考え、当社の社外監査役として適任であると判断いたします。</p> | | |

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式の数」は、令和3年3月31日現在の所有株式数です。
3. 勝野成治氏は、令和3年6月28日に、J P ビズメール株式会社の代表取締役社長を退任する予定です。
4. 勝野成治氏が監査役に就任した場合、当社は同氏と会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。
5. 勝野成治氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。当社は、同氏の就任後、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

第3号議案 会計監査人2名選任の件

当社の会計監査人である監査法人元和は、本総会終結の時をもって任期満了により退任しますので、新たに会計監査人2名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、監査役会の決定に基づいています。監査役会が山野井俊明氏及び山川貴生氏を会計監査人の候補者とした理由は、両氏の独立性及び専門性、並びに、両氏が所属する城南公認会計士共同事務所の品質管理体制等を総合的に勘案して当社の会計監査人として適任であると判断したためです。

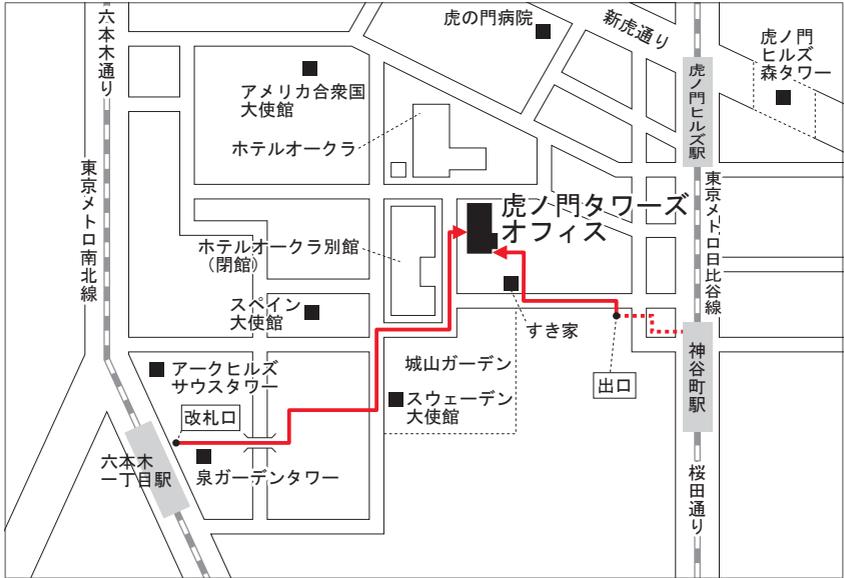
会計監査人候補者は、次のとおりです。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 事務所の所在地 | 略 歴 |
|-----------|---|---|---|
| 1 | やまのい としあき 山 野 井 俊 明 (昭和48年12月19日) | 東京都渋谷区恵比寿 南二丁目1番9号 朝井ビル3階 城南公認会計士共同 事務所 | 平成10年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トー マツ)入所 平成14年4月 公認会計士登録 平成20年3月 山野井公認会計士事務 所設立 平成21年7月 監査法人元和設立 社員就任 令和2年12月 城南公認会計士共同事 務所設立 理事長就任 (現在に至る) |
| 2 | やまかわ た か お 山 川 貴 生 (昭和58年5月22日) | 東京都渋谷区恵比寿 南二丁目1番9号 朝井ビル3階 城南公認会計士共同 事務所 | 平成19年12月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監 査法人)入所 平成23年11月 公認会計士登録 令和2年12月 城南公認会計士共同事 務所設立 構成員就任 (現在に至る) |

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス6階 Room7



- ・ 地下鉄日比谷線 神谷町駅 虎ノ門方面改札から徒歩10分
改札を出て左（4 a・4 b 出口方面）に向かい、「メトロシティ神谷町」の通路を「城山ガーデン」方面に進み、突当り右手のエスカレーターまたは階段で地上に出てください。
- ・ 地下鉄南北線 六本木一丁目駅 中央改札から徒歩10分
改札を出て左前方にある泉ガーデンテラスエスカレーター（屋外）を4階の1つ上の階まで上り、さらに右手のエスカレーターまたは階段を上って公園内を直進してください。

* 駐車場・駐輪場のご用意はありませんので、ご了承ください。